

「外国語の能力を証明する書類」の取扱いについて

2020年7月17日

東京大学大学院法学政治学研究科

本年度実施される、令和3(2021)年度法科大学院入学者選抜の学生募集要項では、出願時に「外国語の能力を証明する書類」の提出を求めています。新型コロナウイルス感染拡大に関する状況及び民間試験の再開状況にかんがみ、令和3(2021)年度法科大学院入学者選抜においては、学生募集要項の記載にかかわらず、「外国語の能力を証明する書類」の提出を不可欠の要件としません。出願者は「外国語の能力を証明する書類」を任意で提出することができますが、提出がなくても、そのことを不利益に扱うことはありません。

「外国語の能力を証明する書類」を任意に提出する場合には、正式の成績証明書のコピーを出願時に提出するという本来の方法のほか、インターネットでの成績確認画面のコピー等の成績を確認できる資料を、出願とともに、ないし、10月28日(水)まで(必着)に郵送により提出することを認めます。これらの場合は、正式な成績証明書を手に入れた後、速やかにそのコピーを郵送により提出して下さい(なお、成績を確認できる資料を出願時に提出できず、10月28日(水)までに提出することを予定している場合は、入学願書の外国語スコア欄の左側のスペースに「後日提出予定」と記入してください)。

「外国語の能力を証明する書類」の任意提出に際しては、本年 TOEFL で実施している「自宅受験」(TOEFL iBT Special Home Edition)の成績を提出することも認めます。なお、任意提出された「外国語の能力を証明する書類」は、任意で提出された「特記事項に関する書類」と同様に、総合的な考慮要素の1つとして取り扱われることとなります。

本件は、本年度実施の令和3(2021)年度入学者選抜に限った対応です。次年度以降の入学者選抜については、次年度以降に改めて公表いたします。